



3月2日号

不動産の
即金買取
名酒コンサルタント
0120-56-9367

【南勢支店】松阪市小野江町字大町716番地2
TEL 0598-56-9363
FAX 0598-56-9368
【本社】四日市市久保田一丁目5番41号
TEL 059-352-7100

まさか自分に!? 近年急増「突然相続」の知らせとは?

「突然相続」が増加している理由とは

「相続」とは、人の死によってその人が持っていた財産や負債等を相続人がすべて引き継ぐことですが、必ずしも事前に準備できるわけではなく、予測していない時に突然やってくることも十分あり得ます。例えば、親が離婚してから何十年も片方の親と音信不通になっていたような事情があれば、子供が親の相続発生を知らないまま何カ月も経過してしまうことも珍しくはありません。疎遠になることで関わりがないと思っていたのに、血縁関係を根拠に相続権が巡ってくる可能性があるということです。

異母きょうだいで相続が発生することも

父親が亡くなって相続が発生したら、相続人は誰なのかをリストアップすることになるでしょう。そんなときに「父親が前に結婚していたときの子供がいることが分かった」というケースがあります。異母兄弟や異母姉妹がいるとき、相続権は発生するのか? 気になる方も多いのではないのでしょうか。実は、異母きょうだいについても、現家族の子供と同様の相続権が認められ、父親の配偶者の子と同様に、相続順位は第一順位となります。よって遺産分割協議に子供として加わらなければ手続きが進まないということです。身近なようで身近ではない存在との話し合いは、相続の中でもトラブルが発生しやすい内容の一つとして挙げられます。

望まない不動産を相続してしまったら

被相続人が一定以上の評価額がつくような不動産を持っていて、市町村に「固定資産税」の納税義務を負っています。もし不動産の所有者が死亡した場合、相続人が固定資産税の支払い義務を承継することになります。市町村の資産税課が納税義務者の死亡の事実を把握すると固定資産税の納税通知書は相続人に送られてきます。この時点で相続開始を知るきっかけとなることもあります。故人が不動産を所有していた市町村の資産税課で「名寄帳」を取り、不動産の把握をしましょう。宅地以外の山林などが見逃しやすいので要注意です。地番等で詳細場所が分かれば、不動産会社へ査定依頼することが出来ます。

不動産を売却するには相続登記が必須?

相続登記をせずに不動産を売却することは出来ません。遠方に住んでいる親が亡くなり不動産を相続したが、自分は既に家を購入して住む予定が無いということも。不要な不動産は持っているだけで費用や管理の手間がかかります。まずは不動産会社にて査定額を出してもらい、相続登記費用や税金など必要な費用を算出して試算してみましょう。万が一、「突然相続」してしまったら慌てずに、信頼できる不動産会社へ相談しましょう。当社でも解決のお手伝いをさせて頂きます。

携帯でチラシが見られる♪

バックナンバー

過去の買取新聞を下記の二次元コードよりもう一度ご覧頂けます。

地域の皆様に愛されて **43年**

地元密着の確かな営業実績
再生住宅販売で地域貢献を第一に

空家問題 空地問題 税の負担 自然災害 終活

名酒コンサルタントは相続問題ゼロを目指します

不動産問題でお困りの方は、当社の即金買取でスッキリ解決

草刈りや管理の負担など所有者としての責任から解放され、お客様の大切な財産が地域貢献に繋がります。査定・売却相談は無料でお受けいたします。どうぞお気軽にお問合せください。

メイシコンサルタント 検索 (株)名酒コンサルタント ☎ **0120-56-9367**

三重県松阪市小野江町字大町716番地2 TEL0598-56-9363 FAX0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100